

麻績村障害者活躍推進計画

機 関 名	麻 績 村
任命権者	麻 績 村 長
計画期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日(5年間)
麻績村における 障害者雇用に関 する課題	麻績村においては、令和6年6月1日現在では、2.13%と法定雇用率2.8%を満たしていないが、令和7年度は満たす見込みである。 しかしながら、令和8年7月には地方自治体の法定雇用率が3.0%に引き上げになる予定である。 引き続き、本計画に基づき障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいく。
目 標	
①採用に関する 目標	障害のある職員の雇用率について、法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
②定着に関する 目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を基に、定着状況を把握し進捗管理を行う。
取り組み内容	
①障害者の活 躍を推進する体 制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を整備する。 ○障害のある職員の相談窓口は、保健師、所属長及び人事担当職員とする。
②障害者の活 躍の基本となる 職務の選定・創 出	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングが出来ているかの点検を行い、障害者と業務の適切なマッチングが出来ているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障害者の活 躍を推進するた	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際「障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、そ

めの環境整備・ 人事管理	の結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望をふまえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いは行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する。
その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。